(b)　ＧＩＧＯが提起した訴訟手続に直接に関連する反訴又は請求に関する場合

(c)　ＧＩＧＯが所有し、若しくはＧＩＧＯのために運行される自動車若しくは他の形態の輸送手段によって引き起こされる事故から生ずる損害について第三者が提起する民事訴訟又はこれらの自動車若しくは他の形態の輸送手段に係る交通規範の違反に関する場合

(5)　この条約の適用上、「ＧＩＧＯの構内」とは、第十条(2)に規定する取決め又は通知に明示された恒久的又は暫定的に占有される土地、建物及び建物の一部をいう。

第二十九条

(1)　接受国の官憲又は接受国の国内で公権力を行使する者は、首席行政官の同意又は要請がある場合及び首席行政官が承認した条件による場合を除くほか、公務の遂行のためＧＩＧＯの構内に立ち入ってはならない。

(2)　迅速な防護措置を要する火災その他の緊急事態の場合又はそのような緊急事態がＧＩＧＯの構内で発生した若しくは発生しようとしていると接受国の当局が信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、ＧＩＧＯの構内への必要な立入りに対する同意があったものとみなす。

第三十条

ＧＩＧＯの構内は、ＧＩＧＯが開催する会議、セミナー、展示会及び関連する他の目的のために使用することができる。ＧＩＧＯの構内は、この条約に定めるＧＩＧＯの目的及び活動範囲に適合しない方法で使用してはならない。

第三十一条

接受国の権限のある当局は、ＧＩＧＯの構内の安全及び保護を確保するために適用のある法令の範囲内で最善の努力を払い、並びに外部からの個人若しくは集団による許可されていない立入り又は近傍における騒乱によってＧＩＧＯの構内の静穏が妨げられないことを確保するために相当の注意を払う。

第三十二条

接受国の政府は、ＧＩＧＯが円滑にその任務を遂行することができるようにするため、ＧＩＧＯと協議して、必要な公共サービス（公益事業、電気及び通信のサービス等。ただし、これらに限定されない。）がＧＩＧＯの構内に提供されることを確保するための実行可能な措置をとるよう最善の努力を払う。

第三十三条

(1)　接受国の政府は、使用する通信手段のいかんを問わず、ＧＩＧＯの公用通信の不可侵を確保するものとし、当該公用通信を検閲してはならない。

(2)　ＧＩＧＯは、暗号を使用し、通信設備を運用し、並びに信書を発送し、及び接受する権利を有する。

第三十四条

(1)　実施機関は、一又は二以上の締約国が実施する制裁に服する場合を除くほか、財政上の管理、規制又はモラトリアムによって制限されることなく、その義務を履行するために必要な範囲内で、次のことを行うことができる。

(a)　いかなる種類の資金又は通貨も保持し、及び使用し、いかなる通貨の勘定も維持し、及び運用し、並びにその保持する通貨を他の通貨と交換すること。

(b)　その資金又は通貨を接受国から他の国へ又は接受国の国内で自由に移動させること。

(2)　ＧＩＧＯは、接受国が国際収支若しくは対外支払に関する重大な困難を予見し、又はこれに直面している場合には、接受国による資金又は通貨の移動の制限に係る要請を検討するために接受国と早急に協議する。

第三十五条

(1)　ＧＩＧＯ並びにその財産、資産及び収入は、ＧＩＧＯの公的活動の範囲内で、全ての直接税を免除される。

(2)　ＧＩＧＯが公用のために輸入し、輸出し、又は移転する物品は、関税、内国税その他課徴金及び輸入、輸出又は移転に対する禁止又は制限を免除される。もっとも、その免除を受けて輸入した物品は、接受国の政府と合意した条件による場合を除くほか、接受国の国内で売却してはならないことが了解される。また、当該免除は、締約国に対し、当該締約国の武器管理制度又は関係法令に反して物品の輸入、輸出又は移転を許可することを要求するものではないことが了解される。

(3)　ＧＩＧＯは、ＧＩＧＯが購入する物品及び役務であってその公的活動の遂行のために真に必要なものに対する税に関し、接受国の通常の慣行に従い、重要な購入に対する当該税の支払の免除又は軽減を享有する。この条約の適用上、「重要な購入」とは、適用可能な場合には、国際機関に関する接受国の法令に基づいて定める基準額を超える価額の物品又は役務の購入をいうものと解する。ただし、この要件は、この(3)に定める一般原則に影響を及ぼすものではない。

第三十六条

ＧＩＧＯは、事実上公共サービスの使用料にすぎない税について前条の規定に基づく免除を要求してはならない。

第三十七条

(1)　運営委員会の構成員及び運営委員会が設置する小委員会の構成員並びに各締約国が指名する監査人（以下「締約国の代表」と総称する。）は、いずれの接受国の国内においても及びいずれの接受国との関係においても、その任務の遂行中及び会合地への往復の旅行中、次の特権及び免除を享有する。

(a)　身柄の逮捕及び抑留の免除

(b)　締約国の代表がその任務の遂行上行った行為（口頭及び書面による陳述を含む。）についての訴訟手続の免除（この免除は、締約国の代表の任務が終了した後も与えられる。）。ただし、締約国の代表が犯す自動車に係る交通犯罪又は締約国の代表が所有し、若しくは運転する自動車若しくは他の形態の輸送手段によって引き起こされる損害については、この限りでない。

(c)　全ての公用の書類及び文書の不可侵

(d)　暗号を使用し、及び特別の伝書使又は封印袋によって文書又は信書を接受する権利

(e)　入国を制限する措置及び外国人登録手続の免除

(f)　通貨及び為替の制限に係る事項に関し、一時的な公的任務を有する外国政府の代表に与えられる便益と同一の便益

(2)　特権及び免除は、締約国の代表の一身上の便宜のために与えられるものではなく、ＧＣＡＰに関連する任務の遂行における完全な独立を確保するために締約国の代表に与えられる。したがって、当該締約国の代表を派遣する締約国は、免除を引き続き享有することが裁判の正当な実施を阻害する場合には、当該免除を放棄すべきである。

(3)　この条の規定は、締約国の代表が自国の国民又は永住者である締約国については、適用しない。

第三十八条

(1)　実施機関の職員は、次の特権及び免除を享有する。

(a)　いずれの接受国の国内においても及びいずれの接受国との関係においても、実施機関の職員が公的資格で行った口頭及び書面による陳述その他の全ての行為についての訴訟手続の免除（この免除は、対象となる者が実施機関の職員でなくなった場合にも、実施機関におけるその従前の職務に係る事項に関する限りにおいて、存続する。）。ただし、実施機関の職員が犯す自動車に係る交通犯罪又は実施機関の職員が所有し、若しくは運転し、若しくは実施機関の職員のために運行される自動車若しくは他の形態の輸送手段によって引き起こされる損害については、この限りでない。

(b)　いずれの接受国の国内においても及びいずれの接受国との関係においても、全ての公用の書類及び文書の不可侵